（基礎年金番号通知書等の返付）

第八十四条　厚生労働大臣は、第二条、第六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条の三から第七十八条の六まで又は第八十条第一項の規定によつて、申出書、届書又は請求書に添えて基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類が提出されたときは、これを当該被保険者（第二号被保険者を除く。以下この項において同じ。）、被保険者であつた者又は請求者に返付しなければならない。

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一・二　（略）

二の二　第十一条第二項の規定による申請書の受理

三　（略）

四　第十四条第一項の規定による通知

五　第十四条の二第一項の規定による認定の通知、同条第二項の規定による確認及び確認の通知並びに同条第三項の規定による基礎年金番号通知書の交付

五の二～十八　（略）

十九　（略）

（削る）

二十～二十七　（略）

二　第十六条第一項第六号ロ又はハに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者

三　初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者

四　第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者

五　第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者

六　厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による請求をした者

七　厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による請求をした者

2　厚生労働大臣は、前項の規定により、同項第三号に規定する者に通知書を交付するときは、当該者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由するものとする。

（国民年金手帳又は年金証書の返付）

第八十四条　厚生労働大臣は、第二条、第六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条の三から第七十八条の六まで又は第八十条第一項の規定によつて、申出書、届書又は請求書に添えて国民年金手帳が提出されたときは、これを当該被保険者（第二号被保険者を除く。以下この項において同じ。）、被保険者であつた者又は請求者に返付しなければならない。

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

四　第十四条第一項の規定による通知並びに同条第二項及び第三項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五　第十四条の二第一項の規定による認定の通知、同条第二項の規定による確認及び確認の通知並びに同条第三項の規定による国民年金手帳の交付

五の二～十八　（略）

十八の二　（略）

十九　第八十三条の八第一項の規定による通知

二十～二十七　（略）